

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 8 条の規定に基づき公告します。

令和 5 年 3 月 1 日

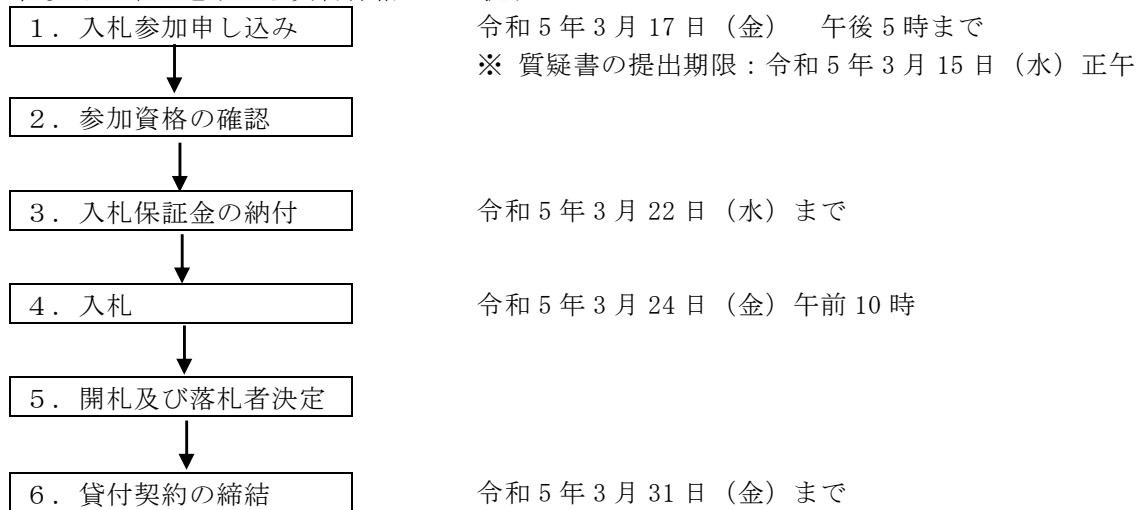
新潟市長 中原 八一

1. 入札に付する事項

件名	(仮) 小新梅田 1 号公園予定地 市有財産賃貸借			
貸付物件	所在地	地目	現況地積	貸付面積
	新潟市西区小新南 2 丁目 207-1	公園	2,500.05 m ²	2,500.05 m ²
	(注 1) 詳細は物件調書をご覧ください。 (注 2) 現地説明会は実施いたしませんので、申し込みにあたり現地をご確認のうえお申し込みください。 (注 3) 貸付物件は現状有姿のまま貸付することとなります。			
貸付期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで			
入札日時 ・場所	令和 5 年 3 月 24 日（金）午前 10 時 新潟市西区役所 3 階 303 会議室			
用途の 指定等	(1) 指定用途 ① 貸付物件の用途は原則として平面駐車場・資材置場等原状回復が容易な「平面利用」に限定します。工作物を設置する場合は、撤去が容易な構造であることが明らかなものに限るとともに、事前に市の承認を得てください。 ② 契約者は貸付期間終了日までに原状回復を完了するものとします（柵等を含む）。 ③ 用途内であれば、市の承認を得て転貸することも可とします。なお、転貸する場合も、後述の（2）の用途制限があります。 (2) 用途制限 (ア) 政治的又は宗教的用途に使用することはできません。 (イ) 風俗営業等の禁止。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、及び同条第 5 項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。 (ウ) 暴力団事務所等への使用禁止 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する事務所の用に供することはできません。 (エ) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など著しく近隣環境を損なうことが予想される用途に使用することはできません。 (オ) その他、市長が公序良俗に反すると認める用途の場合は、使用することはできません。 (3) その他の条件 (ア) 公園予定地として、除草等の適切な管理を行ってください。 (イ) 公園整備計画によっては、途中で契約解除することがあります。			
入札参加 資格	(1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。 (2) 次の事項に該当する場合は、入札に参加することができません。 ① 成年被後見人 ② 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者 ③ 破産者で復権を得ない者 ④ 正当な理由がなく新潟市公有財産事務取扱要領による契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後 2 年を経過していない者 ⑤ 新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 6 条に規定する排除対象者 ⑥ その他、借受人として適さないと市長が判断する者			

入札保証金	最低貸付価格（年額）の100分の5（200,004円）以上
契約保証金	免除 （契約金額の年額が1000万円以上の場合は、契約金額の年額の100分の10以上の額）
入札を無効とする場合	<ul style="list-style-type: none"> ① 入札に参加する必要な資格がない者及び申込人の委任を受けていない者が入札したとき ② 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札をしたとき ③ 入札金額が最低貸付価格に達しない金額で入札したとき ④ 入札者が入札保証金を納付せず、または納付した入札保証金が最低貸付価格（年額）の100分の5以上の額に達しないとき ⑤ 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたとき ⑥ 入札書等の押印を必要とする場所に押印のない入札をしたとき ⑦ 入札書の金額を訂正した入札をしたとき ⑧ 脅迫による入札をしたとき ⑨ 入札者が不当に価格をせり上げ、またはせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたとき（入札執行職員が認める場合において全部の入札を無効とします。） ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札をしたとき
最低貸付価格	4,000,080円（年額・税込）
仮契約	無
備考	

2. 入札参加の申し込みから契約締結までの流れ



2-1. 入札参加申し込み

(1) 申込書類

入札に参加しようとする方は、下記申込書類をご提出ください。

- ① 市有財産の貸付（一般競争入札）参加申込書
- ② 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ③ 添付書類（発行日から1か月以内のもの）
 - ※ 2名以上の連名での申込みの場合は、全員分の添付書類の提出が必要です
 - 【個人の場合】住民票（抄本）・・・1通（マイナンバーの記載が無いもの）
 - 【法人の場合】登記事項証明書（現在事項証明書）
定款又は寄附行為（原本証明が必要）・・・各1通
- ④ 貸付物件の使用用途・使用面積・形質変更の予定がわかる資料（任意の様式）
- ⑤ 同意書（申込人が、未成年、被保佐人等の場合）

(2) 受付期間

令和5年3月1日（水）から令和5年3月17日（金）まで
（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(3) 受付場所

新潟市西区役所建設課
（新潟市西区寺尾東3丁目14番41号 西区役所3階㊟窓口）
電話 : 025-264-7661（直通）
ファックス : 025-269-1660
メールアドレス : kensetsu.w@city.niigata.lg.jp

(4) その他

- ① 申込書等の提出は、受付場所へ直接持参してください。
※ 郵送での申し込みは受付いたしません。直接来庁してお申し込みください。
- ② 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。
- ③ 申し込みを受け付けたときは、入札保証金の納入通知書を交付します。入札に参加される方は、入札日に必ず下記の書類を持参してください。
・入札保証金の領収証書

2-2. 参加資格の確認

- (1) 入札参加申込時に提出された書類に基づき参加資格を確認します。参加資格がないことが判明した場合参加を取り消し、その旨及びその理由を「参加資格確認通知書」により郵送で通知します。

- (2) 入札実施後に参加資格がないことが判明した場合、落札を取り消し次点以降の補欠者のうち優先順位の高いものから繰り上げて落札者とします。

2-3. 入札保証金の納付

(1) 納付

入札に参加される方（入札参加者）は、最低貸付価格（年額）の100分の5（200,004円）以上の入札保証金を市が交付する納付書（納入通知書）にて金融機関で納付してください。納付書（納入通知書）は、入札参加申込時にお渡しいたします。

納付期限：令和5年3月22日（水）

(2) 返還

① 落札者の場合

落札者の入札保証金は返還せず、契約締結の際、貸付料の一部に充当します。落札者が指定された契約締結日までに契約を締結しないときは、当該落札は取消しとなります。この場合の入札保証金は、市に帰属することになります。

② 落札者以外の方の場合

落札者以外の方が納付した入札保証金は還付します。後日指定された金融機関の口座に振り込みますが、振り込みまでに3週間程度の期間を要します。（還付を受ける金融機関や、入札保証金の納付日により、振り込みに要する期間が異なることがありますのでご了承ください。）

※ 入札保証金は、その受入期間について利息を付けませんので、ご了承ください。

2-4. 入札

(1) 入札の方法

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、封筒に入れてください。封筒には申込人の住所・氏名を記載したうえ封印し、入札執行者の指示に従って入札書をご提出ください。
- ② 入札は、申込人以外の方が行うこともできます。この場合には、入札の受付時において、委任状をご提出ください。法人の場合、従業員（役員を含む）が参加される場合は委任状が必要となります。
- ③ 入札保証金の領収証書は受付時にご提示ください。

(2) 入札金額の表示

入札金額は、最低貸付価格以上の額を表示してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書き換え、差し換え、撤回をすることはできません。

2-5. 開札及び落札者決定

(1) 開札

- ① 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- ② 開札会場には、入札申込者またはその受任者並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができません。

(2) 落札者決定

- ① 落札者は、最低貸付価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- ② 最高の価格をもって有効な入札を行った者が複数存在する場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- ③ 落札者が何らかの事情により契約を辞退したときは、当該落札者の次に高い金額を入札した者を契約者とします。なお、貸付料はその額とします。

2-6. 貸付契約の締結

- (1) 落札者は、入札の日から起算して10日以内に貸付契約を締結しなければなりません。期限までに契約が締結されない場合は、契約決定は無効となりますので、ご注意ください。

※ 貸付契約の締結期限：令和5年3月31日（金）

- (2) 落札者が、入札前に入金した入札保証金は、貸付料の一部に充当します。

- (3) 落札者は、契約書の規定に基づき発行する納付書（納入通知書）により、貸付料等を指定された期日までに納入しなければなりません。
- (4) 落札者は、契約の履行を担保することができる連帯保証人を立てなければなりません。
- (5) 連帯保証人の要件

次のいずれかの要件を満たすものとし、それを確認できる書類を提出することとします。

要件	確認書類
(ア) 市内に居住し、引き続き2年以上の間、固定資産税年額10,000円以上を納めている者	納税証明書の写し等
(イ) 市内に居住し、固定した収入をもって独立の生計を営む者	所得証明書の写し等
(ウ) 新潟市内に事務所を有し、当該債務の保証能力を有する団体	財務諸表等の経営関係資料、法人登記簿等

※ 連帯保証人が個人で、かつ、事業用の債務保証の場合、債務者は、連帯保証人に対し、債務者の財務に関する情報を提供する義務があります。情報提供したことの確認のため、情報提供確認書を提出してください（情報提供確認書の様式は契約時にお渡しします。）。

3. 質疑書の提出について

説明会を開催しませんので、質疑事項がある場合は下記により質疑書を提出してください。

提出は入札参加資格要件を満たしている者に限ります。

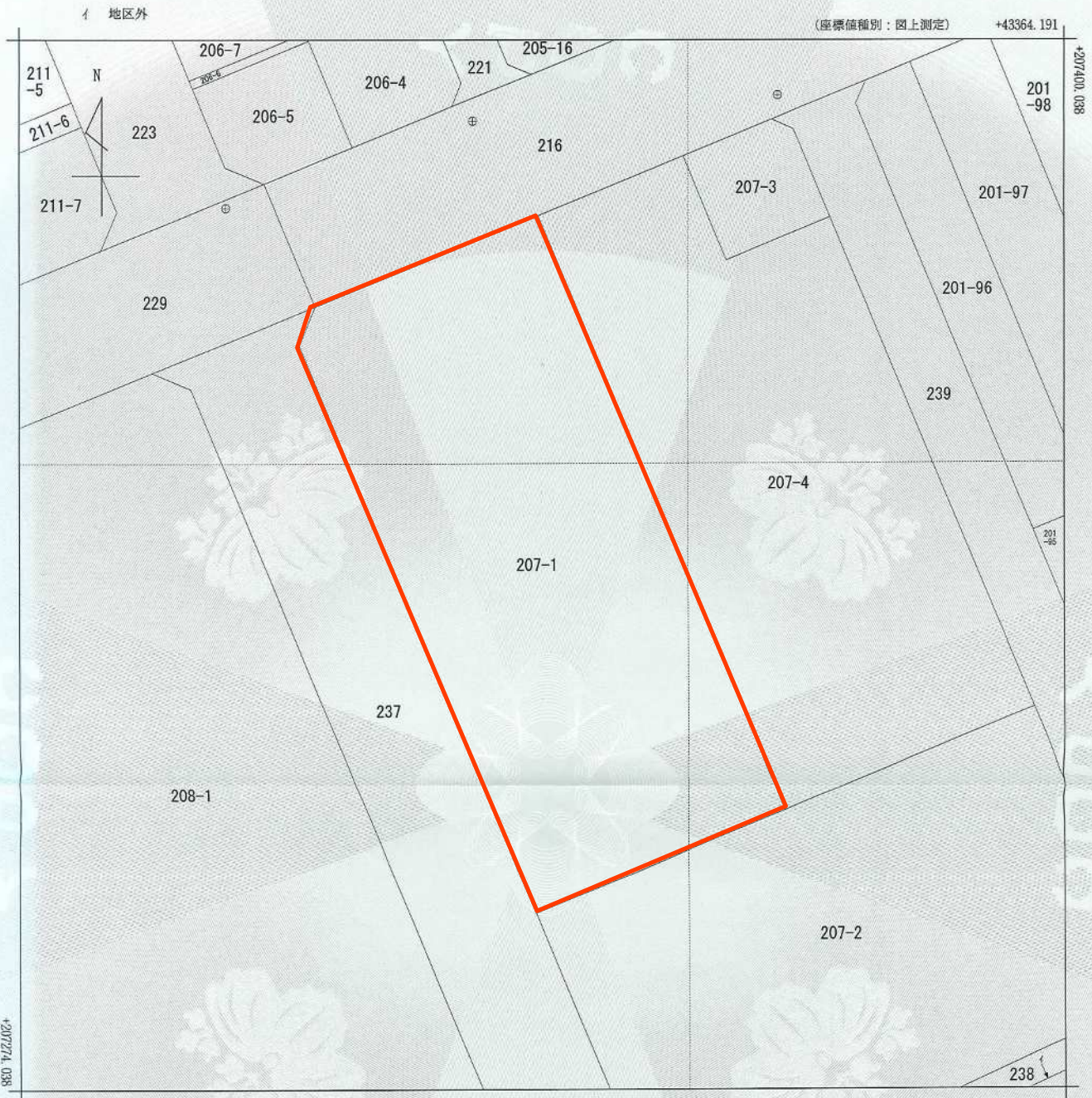
- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
- (2) 提出期限 令和5年3月15日（水）正午まで
- (3) 提出先 新潟市西区役所建設課
- (4) その他 電子メールで送付してください（送り先:kensetsu.w@city.niigata.lg.jp）。
回答は、質問者へメールで行うとともに、随時、本市のホームページに掲載します。修正があった事項については、訂正公告を行います（本市のホームページに掲載します。）。

物件調書

所在地	新潟市西区小新南2丁目 207-1				
地積	(実測) 2,500.05 m ²	地目	公園	土地形状	別図のとおり
接道道路の幅員及び構造	北側 幅員約 16メートルの舗装道路(市道)に接する 西側 幅員約 14メートルの舗装道路(市道)に接する				
法令等に基づく制限	都市計画区域	市街化区域			
	用途地域	準工業地域(特別用途地区:大規模集客施設制限地区)			
	建ぺい率	60%	容積率	200%	
	その他の制限	小新梅田地区地区計画			
私道の負担等に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容		
供給処理施設の状況	供給処理施設	事業所名	電話番号		
交通機関	バス	新潟交通「小新南」バス停まで約 220m			
	鉄道	JR「寺尾駅」まで約 2.9km			
公共施設	施設名		現地からの距離		
	新潟市立小新中学校		約 850m		
	新潟県立新潟工業高等学校		約 1.4km		
	新潟市西区役所		約 3.1km		
参考事項	・貸付物件の用途は原則平面利用とし、現状有姿でお貸しします。				

市役所等の地図





+43239.191 (座標値種別：図上測定)
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
 小新南2丁目

請求部分	所在	新潟市西区小新南二丁目				地番	207番1				
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	VIII	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定		種類	土地区画整理所在図	
作成年月日					備付年月日(原図)					補事項	

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和5年2月14日
 新潟地方務局
 地図整理番号：M19705
 (1/1)

登記官
 三原俊夫

市有財産賃貸借契約書（案）

貸付人新潟市（以下「甲」という。）と借受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 甲は、甲が所有する別表に掲げる財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙はこれを借り受ける。

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を、別表に掲げる用途に自ら供さなければならない。

2 乙は、前項の使用目的を変更しようとする場合、書面により甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、別表に掲げるとおりとする。

（貸付料）

第5条 前条に係る貸付料は別表に掲げるとおりとする。

（貸付料の納付）

第6条 前条に定める貸付料は、別表に定める納入期限までに甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

（光熱水費等の負担）

第7条 使用財産に附帯する設備の使用に係る光熱水費等の実費について、甲の請求がある場合は、甲の定める方法により当該実費を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第8条 乙は、第5条による貸付料、第7条による光熱水費及び第15条による違約金を甲が定める納入期限までに納入しない場合には、納入期限の翌日から納入した日までの期間について、新潟市公有財産規則（昭和59年規則第19号）で定める割合により算定した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第9条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し又は乙が建設した建物その他の工作物に賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の賃借権を第三者に譲渡してはならない。

（契約不適合の際の責任）

第10条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、貸付物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、貸付料の減免及び損害賠償の請求並びに契約の解除をすることができない。

（使用上の制限）

第11条 乙は、貸付物件の形質変更又は当該物件上に所在する建物その他の工作物等の現状を変更しようとするときは、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承認を得なければならない。

2 甲は、前項に定める申請があったときは、その可否の決定を書面により乙に通知するものとする。

（物件保全義務等）

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責任を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責任を果たした場合には、乙に求償することができるものとする。

（実地調査等）

第13条 甲は、甲が必要と定めるとき、乙に対し必要な事項を実地調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。

（貸付物件の引渡し）

第14条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡す。

（違約金）

第15条 乙は、第4条に定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じたときは、別表に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（1）第3条又は第9条に定める義務に違反又は第16条の2に該当した場合

（2）11条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合

2 前項に定める違約金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約解除）

第16条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）甲又は他の公共団体において、貸付物件を公用又は公共の用に供するため必要とする場合

（2）乙がこの契約に定める条項に違反した場合

別表

使用場所	(仮) 小新梅田1号公園予定地																
使用目的 (第3条関係)	●●●																
貸付期間 (第4条関係)	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで																
貸付料 (第5条関係)	年額を●●●●●円とする。																
納入期限 (第6条関係)	<table border="0"> <tr> <td>(回数)</td> <td>(納付期限※)</td> <td>(金額)</td> </tr> <tr> <td>第1回</td> <td>4月30日</td> <td>●●●●●●●●円</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>7月31日</td> <td>●●●●●●●●円</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>10月31日</td> <td>●●●●●●●●円</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>1月31日</td> <td>●●●●●●●●円</td> </tr> </table>		(回数)	(納付期限※)	(金額)	第1回	4月30日	●●●●●●●●円	第2回	7月31日	●●●●●●●●円	第3回	10月31日	●●●●●●●●円	第4回	1月31日	●●●●●●●●円
(回数)	(納付期限※)	(金額)															
第1回	4月30日	●●●●●●●●円															
第2回	7月31日	●●●●●●●●円															
第3回	10月31日	●●●●●●●●円															
第4回	1月31日	●●●●●●●●円															
違約金 (第15条関係)	(1) 第3条又は第9条に定める義務に違反又は第16条の2に該当した場合	●●●●●●●●円 ※ 貸付料年額の3倍相当の額															
	(2) 第11条第1項又は第13条に定める義務に違反した場合	●●●●●●●●円 ※ 貸付料年額相当の額															
連帯保証契約 (第23条関係)	①連帯保証人が個人の場合 極度額▲万円(貸付料年額相当の額)の範囲内で連帯して保証する。 ②連帯保証人が法人の場合 一切の債務を連帯して保証する。																
特約事項 (第22条関係)	(1) 乙は貸付期間終了日までに原状回復を完了するものとする(柵等を含む)。 (2) 乙は、用途内であれば市の承認を得て転貸することができる。 (3) 乙は、公園予定地として、除草等の適切な管理を行うこと。 (4) 工作物の設置については、撤去が容易な構造であることが明らかなものに限り、設置する場合は、事前に市の承認を得ること。 (5) 連帯保証人に変更が生じる場合は、速やかに甲に届け出ること。																

貸付物件 (第2条関係)			
区分	所在地	種目	使用・貸付数量
土地	西区小新南2丁目 207-1	公園	2,500.05 m ²